

(趣旨)

第1条 市は、環境への負荷が少ないエネルギーの利用を推進するため、自主的に再エネ・省エネ対策活動に取り組む者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付する。

2 前項の奨励金は、上尾市補助金等交付規則（昭和54年上尾市規則第4号）第2条第1号に規定する補助金等に当たるものとする。

3 第1項の奨励金については、その交付に係る手続にあつては上尾市補助金等交付規則第17条の規定によりこの要綱の定めるところによるものとし、交付に係る手続以外の事項にあつては同規則第18条から第23条までに定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「再エネ・省エネ対策活動」とは、太陽光発電システム、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム、ハイブリッド給湯機、太陽光自家消費促進型給湯機、電気自動車、燃料電池自動車、電動バイク、普通充電設備、V2H充放電設備及び家庭用蓄電池システムの設置、購入等をし、当該機器等を継続して使用すること等により、エネルギーの消費の効率化を図る活動をいう。

2 この要綱において「太陽光発電システム」とは、建物の屋根等に設置した機器により太陽光を利用し発電するシステムをいう。

3 この要綱において「家庭用燃料電池コージェネレーションシステム」とは、水素及び酸素により発電を行い、その際に発生する排熱を給湯、暖房等に利用するシステムをいう。

4 この要綱において「ハイブリッド給湯機」とは、空気熱を活用した電気のヒートポンプとガスの高効率給湯器を組み合わせた家庭用のハイブリッド給湯・暖房システムをいう。

5 この要綱において「太陽光自家消費促進型給湯機」とは、太陽光発電システムにより発電する時間帯に蓄熱する機器であつて、昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機（一般社団法人日本冷凍空調工業会のJRA4085：2022規格に適合する機器をいう。）に該当するものをいう。

6 この要綱において「電気自動車」とは、搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とする四輪の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（次条第2項において単に「自動車」という。）であつて、同法第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けているものをいう。以下同じ。）であつて、内燃機関を併用しないものをいう。

- 7 この要綱において「燃料電池自動車」とは、搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪の検査済自動車であって、内燃機関を併用しないものをいう。
- 8 この要綱において「電動バイク」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、型式認定を取得し、かつ、上尾市税条例（昭和30年上尾市条例第13号）第91条第1項の規定により交付を受けた標識を取り付けているものに限る。）であって、二輪のもの（道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）
 - (2) 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする軽自動車（道路運送車両法第3条に規定する軽自動車であって、同法第97条の3第1項の規定による車両番号の指定を受けているものに限る。）であって、二輪のもの（側車付きのものを含む。）
- 9 この要綱において「普通充電設備」とは、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、外部から充電することができる四輪の検査済自動車をいう。）（以下「電気自動車等」という。）に充電するための設備であって、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備え、かつ、一基当たりの定格出力が10キロワット未満のものをいう。
- 10 この要綱において「V2H充放電設備」とは、建物から電気自動車等に電気を供給し、又は電気自動車等から建物に電気を供給するための設備をいう。
- 11 この要綱において「家庭用蓄電池システム」とは、太陽光発電システムにより発電した電力を利用して繰り返し電気を蓄え、かつ、停電時、電力需要が最大となる時間帯等において必要に応じて当該電気を活用することができるシステム（容易に持ち運びができるものを除く。）であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
- (1) リチウムイオン蓄電池を搭載し、その容量が1キロワットアワー以上であるもの
 - (2) 日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）又は一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの
 - (3) リチウムイオン蓄電池に蓄えた電気を住宅に供給するための連携機能を有するもの（奨励金の交付を受けることができる者）

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者（別表5の項から9の項までに掲げる再エネ・省エネ対策活動に係る奨励金にあつては、市内に住所を有し、かつ、居住している者又は市内

に事業所を有する法人若しくは市内で事業を営む個人)

(2) 市税(国民健康保険税を含む。)を滞納していない者

2 前項に定めるもののほか、別表5の項から7の項までに掲げる再エネ・省エネ対策活動に係る奨励金の交付を受けることができる者(市内に事業所を有する法人又は市内で事業を営む個人(これらのものが自動車を販売する業を営むものであって、当該奨励金に係る車両の所有者となる場合に限る。)に限る。)は、当該車両を展示、試乗その他販売活動の促進の目的で使用しないものとする。

(奨励金の交付の対象となる再エネ・省エネ対策活動等)

第4条 奨励金の交付の対象となる再エネ・省エネ対策活動及び奨励金の額は、別表に定めるとおりとする。

(奨励金の交付の限度)

第5条 この要綱に基づく奨励金の交付は、1世帯又は1法人若しくは事業を営む個人1人当たり、一の年度において、三の再エネ・省エネ対策活動とし、それぞれ1回を限度とする。

(奨励金の交付の申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金交付申請書兼請求書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 領収書又はこれに準ずる書類の写し

(2) 保証書又は機器等の仕様及び規格が判別できる書類の写し(家庭用燃料電池コージェネレーションシステム、ハイブリッド給湯機、太陽光自家消費促進型給湯機、電動バイク、普通充電設備、V2H充放電設備又は家庭用蓄電池システムの設置、購入等をする場合に限る。)

(3) 設置状況の写真(電気自動車、燃料電池自動車又は電動バイクの購入等をする場合を除く。)

(4) 太陽光発電システムの設置等にあつては、太陽電池の出力数が分かる書類の写し

(5) 電気自動車又は燃料電池自動車の購入にあつては自動車検査証の写し、電動バイクの購入にあつては標識交付証明書又は軽自動車届出済証の写し

(6) 太陽光自家消費促進型給湯機又は家庭用蓄電池システムの設置等にあつては、当該機器等の設置等をした住宅に太陽光発電システムが設置されていること分かる書類の写し

(7) 当該申請をしようとする者が法人である場合にあつては、次のアからウまでに掲げる書類

ア 法人の市民税に未納がないことの証明書(賦課期日以後に事業を開始したことにより本市の課税がない場合を除く。)

イ 履歴事項全部証明書

ウ 事業証明書

(8) 当該申請をしようとする者が事業を営む個人である場合にあっては、次のア及びイに掲げる書類

ア 市税に未納がないことの証明書又は奨励金の交付を受けようとする日の属する年度の前年度の納税証明書（賦課期日以後に本市に転入し、又は事業を開始したことにより本市の課税がない場合を除く。）

イ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の写し

(9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、同項の規定による申請をしようとする者が奨励金の交付を受けようとする者でないときは、同項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該申請をしようとする者が奨励金の交付を受けようとする者の同居の親族であるときは、この限りでない。

(1) 奨励金の交付の申請の手続に関して、奨励金の交付を受けようとする者から委任を受けていることが記されている委任状

(2) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の規定による申請は、再エネ・省エネ対策活動に係る機器等を設置、購入等をした日の属する年度の3月31日までに、これを行わなければならない。

(奨励金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金を交付すべきと認めるときは、当該申請者に対し、上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、奨励金を交付することが不相当と認めるときは、当該申請者に対し、上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(奨励金の交付)

第8条 市長は、前条第1項の規定により奨励金の交付を決定したときは、速やかに同項の交付決定通知書に記載された交付決定額に相当する奨励金を当該決定を受けた者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(財産の処分の制限期間)

第9条 上尾市補助金等交付規則第21条ただし書に規定する期間（電気自動車、燃料電池自動車及び電動バイクに係るものに限る。）は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処

分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）別表に定める処分制限期間とする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月4日から施行し、同年10月1日以後に行った省エネ対策活動について適用する。

附 則（平成23年3月31日市長決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の上尾市省エネ対策推進奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行った省エネ対策活動（同要綱第2条第1項に規定する省エネ対策活動をいう。以下同じ。）に係る奨励金の交付について適用し、施行日前に行った省エネ対策活動に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月29日市長決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の上尾市省エネ対策推進奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行った省エネ対策活動（同要綱第2条第1項に規定する省エネ対策活動をいう。以下同じ。）に係る奨励金の交付について適用し、施行日前に行った省エネ対策活動に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月27日市長決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の上尾市省エネ対策推進奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後（以下「施行日」という。）に行った省エネ対策活動（同要綱第2条第1項に規定する省エネ対策活動をいう。以下同じ。）に係る奨励金の交付について適用し、施行日前に行った省エネ対策活動に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 8 月 1 日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月26日市長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 6 条第 4 号及び別表の規定は、この要綱の施行の日以後（以下「施行日」という。）に行った省エネ対策活動（上尾市省エネ対策推進奨励金交付要綱第 2 条第 1 項に規定する省エネ対策活動をいう。以下同じ。）に係る奨励金の交付について適用し、施行日前に行った省エネ対策活動に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月30日市長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の上尾市省エネ対策推進奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行った省エネ対策活動（同要綱第 2 条第 1 項に規定する省エネ対策活動をいう。以下同じ。）に係る奨励金の交付について適用し、施行日前に行った省エネ対策活動に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成29年 3 月28日市長決裁）

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日市長決裁）

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 4 月 1 日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月23日市長決裁）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の上尾市省エネ対策推進奨励金交付要綱の規定は、令和 2 年度分の市予算に係る奨励金から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月29日市長決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の上尾市省エネ対策推進奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行った省エネ対策活動（同要綱第2条第1項に規定する省エネ対策活動をいう。以下同じ。）に係る奨励金の交付について適用し、施行日前に行った省エネ対策活動に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和3年7月15日市長決裁）

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日市長決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、この要綱による改正後の上尾市省エネ対策推進奨励金交付要綱の規定は、令和5年度分の市予算に係る奨励金から適用する。

附 則（令和5年6月27日市長決裁）

この要綱は、令和5年7月1日から施行し、この要綱による改正後の上尾市省エネ対策推進奨励金交付要綱第2条第9項第1号の規定は、令和5年度分の市予算に係る奨励金から適用する。

附 則（令和5年8月2日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、この要綱による改正後の上尾市省エネ対策推進奨励金交付要綱の規定は、令和5年度分の市予算に係る奨励金から適用する。

附 則（令和6年3月28日市長決裁）

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、この要綱による改正後の上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金交付要綱の規定は、令和6年度分の市予算に係る奨励金から適用する。

附 則（令和6年7月30日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、この要綱による改正後の上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金交付要綱の規定は、令和6年度分の市予算に係る奨励金から適用する。

附 則（令和7年3月7日市長決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金交付要綱は、令和6年度分の市予算に係る奨励金から適用する。

- 3 第2条の規定による改正後の上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金交付要綱は、令和7年度分の市予算に係る奨励金から適用する。

別表（第3条、第4条関係）

	奨励金の交付の対象となる再エネ・省エネ対策活動	奨励金の額
1	自らが居住している住宅に太陽光発電システムを設置し、又は太陽光発電システムが設置された新築の住宅を購入し、及び当該システムを継続して使用することにより、エネルギーの消費の効率化を図る活動（電気事業者に太陽光発電システムにより発電した電力の全てを売却する場合を除く。）	当該システムの購入及び設置に要する費用に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と太陽電池の出力1キロワット当たり2万円に当該システムの太陽電池の最大出力の値（キロワットを単位とし、小数点第1位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた値）を乗じて得た額とを比較していずれか少ない額。ただし、9万円を限度とする。
2	自らが居住している住宅に家庭用燃料電池コージェネレーションシステムを設置し、又は家庭用燃料電池コージェネレーションシステムが設置された新築の住宅を購入し、当該システムを継続して使用することにより、エネルギーの消費の効率化を図る活動	当該システムの購入及び設置に要する費用に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と5万円とを比較していずれか少ない額
3	自らが居住している住宅にハイブリッド給湯機を設置し、又はハイブリッド給湯機が設置された新築の住宅を購入し、当該システムを継続して使用することにより、エネルギーの消費の効率化を図る活動	当該システムの購入及び設置に要する費用に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と3万円とを比較していずれか少ない額

4	<p>自らが居住している住宅に太陽光自家消費促進型給湯機を設置し、又は太陽光自家消費促進型給湯機が設置された新築の住宅を購入し、当該機器を継続して使用することにより、エネルギーの消費の効率化を図る活動</p>	<p>当該機器の購入及び設置に要する費用に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と5万円とを比較していずれか少ない額</p>
5	<p>電気自動車を購入し、当該電気自動車を使用することにより、エネルギーの消費の効率化を図る活動</p>	<p>当該車両の購入に要する費用に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と5万円とを比較していずれか少ない額</p>
6	<p>燃料電池自動車を購入し、当該燃料電池自動車を使用することにより、エネルギーの消費の効率化を図る活動</p>	<p>当該車両の購入に要する費用に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と30万円とを比較していずれか少ない額</p>
7	<p>電動バイクを購入し、当該電動バイクを使用することにより、エネルギーの消費の効率化を図る活動</p>	<p>当該車両の購入に要する費用に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と1万円とを比較していずれか少ない額</p>
8	<p>自らが居住している住宅若しくは事業の用に供している建物（以下この項及び次項において「事業所」という。）に普通充電設備を設置し、又は普通充電設備が設置された新築の住宅若しくは事業の用に供している建物（以下この項及び次項において「事業所」という。）を購入し、当該設備を継続</p>	<p>当該設備の購入及び設置に要する費用に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と5万円とを比較</p>

	して使用することにより、エネルギーの消費の効率化を図る活動	していずれか少ない額
9	自らが居住している住宅若しくは事業所にV2H充放電設備を設置し、又はV2H充放電設備が設置された新築の住宅若しくは事業所を購入し、当該設備を継続して使用することにより、エネルギーの消費の効率化を図る活動	同上
10	自らが居住している住宅に家庭用蓄電池システムを設置し、又は家庭用蓄電池システムが設置された新築の住宅を購入し、当該システムを継続して使用することにより、エネルギーの消費の効率化を図る活動	当該システムの購入及び設置に要する費用に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と5万円とを比較していずれか少ない額

備考

- 1 奨励金の交付の対象となる再エネ・省エネ対策活動は、市から他の補助金等の交付を受けていないものに限る。
- 2 いずれのシステム、機器又は車両についても、自己の家庭又は事業の用に供するため、未使用であるものを購入し、及び設置した場合に限る。

第1号様式（第6条関係）
第1号様式（第6条関係）

（第1面）

上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）

上尾市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ()

上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金交付要綱第6条第1項の規定により、添付書類を添えて下記のとおり奨励金の交付を申請します。

記

奨励金交付申請額 _____ 円

申請する再エネ・省エネ対策活動の種別（選択欄の□に✓をつけてください。）

1	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム 設備出力 _____ kW <input type="checkbox"/> 全量売電は行っておりません。
2	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）
3	<input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯機
4	<input type="checkbox"/> 太陽光自家消費促進型給湯機（おひさまエコキュート） <input type="checkbox"/> 太陽光発電システムを併設しています。
5	<input type="checkbox"/> 電気自動車 （ <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人）
6	<input type="checkbox"/> 燃料電池自動車 （ <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人）
7	<input type="checkbox"/> 電動バイク （ <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人）
8	<input type="checkbox"/> 普通充電設備 （ <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 事業所）
9	<input type="checkbox"/> V2H充放電設備 （ <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 事業所）
10	<input type="checkbox"/> 家庭用蓄電池システム <input type="checkbox"/> 太陽光発電システムを併設しています。
申請の対象となる住宅の状況に✓をつけてください。 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築	
<input type="checkbox"/> 申請日時時点で市税に未納がありません。 <input type="checkbox"/> 市税納付状況等の必要となる情報を関係機関に対して照会することに同意します。 ※市税に未納がないことの証明書又は納税証明書の取得と申請書の提出が同日の場合は記載不要	

《注意》

- ・ 添付する領収書については、写し（コピー）で購入者、製品名、販売年月日 が明確なものをご提出ください。領収書を添付できないときは、販売証明書をご提出ください。
- ・ 代理の方（同居の親族を除く。）が奨励金の交付申請手続を行う場合、委任状が必要になります。
- ・ 申請書、添付書類に不備があった場合は受付できません。

(第2面)

奨励金の交付に際しては、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店
預金種別	普通預金	当座預金
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

ゆうちょ銀行	記号						番号							
フリガナ														
口座名義人														

第2号様式(第7条関係)
第2号様式(第7条関係)

上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

上尾市長



年 月 日付けで申請のあった上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金については、審査の結果、次のとおり決定したので、上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 申請のあった再エネ・省エネ対策活動

2 交付決定額 円

上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

上尾市長



年 月 日付けで申請のあった上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金については、審査の結果、交付しないことに決定したので、上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 申請のあった再エネ・省エネ対策活動

2 交付しないこととした理由